

愛媛県建設業B C P等審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県が建設関連企業の災害時の事業継続計画等の認定に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「建設業B C P等」とは建設関連企業が策定する災害時における事業継続計画等（以下「建設業B C P等」）をいう。
- (2) 「審査要領」とは、予め審査会が公表している「えひめ災害時のB C P等認定審査要領」（以下「審査要領」という。）をいう。
- (3) 「審査」とは、申請された建設業B C P等について、審査要領に適合しているか否かについて審議することをいう。
- (4) 「認定」とは、審査の結果、前項の建設業B C P等が審査要領に適合していると審査会が認めることをいう。

(認定の手続き)

第4条 本制度で認定を受けようとする愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設関連企業は、審査要領に基づき申請するものとする。

- 2 審査会は申請された建設業B C P等を審査し、審査の結果、認定された建設関連企業に認定証を交付するものとする。
- 3 国土交通省四国地方整備局が事務局である四国建設業B C P等審査会（平成21年8月24日四国建設業B C P等審査会規約適用）で認定された建設関連企業は、四国建設業B C P等審査会の認定証の有効期間内において、本要綱に基づく審査要件を満たし認定された建設関連企業とみなす。

(審査会の設置)

第5条 建設業B C P等の認定に関する事項を審議するため、えひめ建設業B C P等審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、会長、会長代理、各委員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長は、委員の互選により定める。

- (2) 会長代理は、委員の中から会長が指名するものとする。
 - (3) 委員は学識委員2人、行政委員6人をもって構成し、学識委員は知事が委嘱し、行政委員は別表1のとおりとする。
- 2 会長は、審査会を総理し、審査会の事務を統括するものとする。
 - 3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故等がある時は、その職務を代理するものとする。
 - 4 審査会には、下部組織として、本庁、東予地方局建設部、東予地方局今治土木事務所、中予地方局建設部、南予地方局建設部及び南予地方局八幡浜土木事務所に、それぞれ本庁部会、東予部会、今治部会、中予部会、南予部会、八幡浜部会を設置し、部会長、副部会長、部会員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 部会長及び副部会長は、別表2のとおりとする。
 - (2) 部会員は行政部会員16人、学識部会員6人をもって構成し、学識部会員は技術士又は品確技術者(I)のなかから知事が委嘱し、行政部会員は別表2のとおりとする。
 - 5 部会長は、各部会を総理するものとする。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等がある場合は、その職務を代理するものとする。
 - 7 審査会及び各部会事務局(以下「事務局」という。)は、愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室に置くものとする。

(審査会の開催)

- 第7条 審査会は、各部会の審査結果をもとに、認定の可否を判断するものとする。
- 2 審査会は、会長の招集により半期毎に開催することを基本とするが、必要に応じて適宜開催することが出来るものとする。
 - 3 審査会は、会長を含め2/3以上の委員の出席をもって成立するものとする。
なお、行政委員においては、欠席委員からの委任があれば代理出席を認めるものとする。
 - 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 5 会長は、緊急の必要があり審査会を招集する猶予のない場合、その他止むを得ないときは、書面を委員に回付して、賛否を問い合わせ、その結果を持って審査会の議決に代えることができる。

(部会の開催)

- 第8条 各部会は、建設関連企業から申請された建設業BCP等について審査するものとし、本庁部会は、新規の申請を、東予・今治・中予・南予・八幡浜部会は、管内の継続更新の申請を審査する。
- 2 各部会は、部会長の招集により適宜開催するものとし、審査結果を審査会に報告するものとする。
 - 3 各部会は、部会員のうち学識部会員又は行政部会員より3名以上の参加により成立するものとし、部会長は、その都度、自らの所属以外から1名以上の部会員を指

名するとともに、申請のあった建設関連企業の所在地を所管する建設部又は土木事務所から1名以上の部会員を指名するものとする。

なお、行政部会員においては、指名された行政部会員からの委任があれば代理出席を認めるものとする。

- 4 部会長は、審査会に審査結果を報告するものとする。
- 5 本庁部会長は、審査会への報告に先立ち、部会長会を開催し、審査判定基準の統一及び調整を図るものとする。
- 6 本庁部会長は、部会長会を総理する。

(申請受付)

第9条 建設関連企業よりの建設業B C P等に関する申請受付は事務局が行うものとする。

(認定証等の交付)

第10条 審査会において認定された建設関連企業に対し、審査会より認定証を交付するものとする。

- 2 認定の有効期間は、交付の日より新規は2年後の月末、継続更新は3年後の月末とする。なお、認定証の交付日については、審査要領によるものとする。
- 3 審査会において認定されなかった建設関連企業に関しては、審査会より非認定通知書を交付するものとする。
- 4 審査会は、認定証の交付を受けた建設関連企業が、天災その他やむを得ない事由により、継続審査を受けることができないと認められる時は、その認定の有効期間を、半年を限度に伸長することができるものとする。ただし、伸長した際に継続更新する場合の有効期間は、伸長した期間を減ずるものとする。

(不適合通知)

第11条 申請において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、審査部会において事実関係を確認し、審査会に諮ったうえで不適合通知書を交付するものとする。

- 2 前項の通知を受けた建設関連企業からの再申請については、不適合通知書を交付した日より1年間にわたり認定できないものとする。

(認定の取り消し)

第12条 認定証の交付を受けた建設関連企業が以下の事項に該当する場合は、適宜審査会を開催し、その内容について審議し認定を取り消すものとし、認定取り消し通知書を交付するものとする。

- (1) 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。
 - (2) 認定証の交付を受けた建設関連企業が合併した場合で、合併した全ての建設関連企業が認定証の交付を受けていない場合。
 - (3) その他認定の取り消しが必要と認められる場合。
- 2 前項二に記載のある場合を除き、認定取り消し通知書を交付された建設関連企業からの再申請については、認定取り消し通知書を交付した日より1年間にわたり認

定できないものとする。

(守秘義務)

第13条 審査会委員、審査部会員及び事務局員等は、知り得た個人情報や企業情報等について関連法令を遵守し適切に対応するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審査会等の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は平成23年 3月 9日から適用する。

この要綱は平成23年12月 8日から適用する。

この要綱は平成24年 4月 1日から適用する。

この要綱は平成24年10月16日から適用する。

この要綱は平成25年 6月19日から適用する。

この要綱は平成26年11月12日から適用する。

この要綱は平成27年 4月 1日から適用する。

この要綱は平成28年 4月 1日から適用する。

この要綱は平成29年 6月 8日から適用する。

この要綱は令和 2年 3月 2日から適用する。

この要綱は令和 2年 4月23日から適用する。

この要綱は令和 4年 3月17日から適用する。

この要綱は令和 6年 4月 1日から適用する。

別表1（行政委員）

土木部土木管理局長
東予地方局建設部長
中予地方局建設部長
南予地方局建設部長
今治土木事務所長
八幡浜土木事務所長

別表2（行政部会員）

本庁部会長	愛媛県	土木部土木管理局土木管理課技術企画室長
東予部会長	愛媛県	東予地方局建設部建設企画課長
今治部会長	愛媛県	東予地方局今治土木事務所建設企画課長
中予部会長	愛媛県	中予地方局建設部建設企画課長
南予部会長	愛媛県	南予地方局建設部建設企画課長
八幡浜部会長	愛媛県	南予地方局八幡浜土木事務所建設企画課長
本庁副部会長	愛媛県	土木部土木管理局土木管理課技術企画室主幹
東予副部会長	愛媛県	東予地方局建設部建設企画課主幹
今治副部会長	愛媛県	東予地方局建設部建設企画課主幹
中予副部会長	愛媛県	中予地方局建設部建設企画課主幹
南予副部会長	愛媛県	南予地方局建設部建設企画課主幹
八幡浜副部会長	愛媛県	南予地方局建設部建設企画課主幹
	愛媛県	東予地方局四国中央土木事務所企画調整幹
	愛媛県	中予地方局久万高原土木事務所企画調整幹
	愛媛県	南予地方局大洲土木事務所企画調整幹
	愛媛県	南予地方局西予土木事務所企画調整幹
	愛媛県	南予地方局愛南土木事務所企画調整幹